

平成 2 8 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 7 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 8 年 7 月 1 1 日 ( 月 ) 1 4 時 0 0 分 ~  
津山市役所 2 F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 3 3 名 )

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	6 . 本 山 寛 文
7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修	10 . 植 本 幸 男
11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文	14 . 坂 本 道 治
15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝	19 . 勝 山 修
20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎	25 . 太 田 裕 恭
26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘	29 . 石 本 惠 二
30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明
34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎	37 . 河 本 廣 道
38 . 溝 口 節 子			

欠 席 委 員 ( 1 名 )

4 . 平 田 行 男

事 務 局 ( 1 0 名 )

坂手 局長	松岡 次長	宮野 主任	藤原 主任
元清水 主任	杉井 主事	三宅 主任	小椋 主任
池上 主任	安藤 主査		
二宮 参与			

## 議 事

- 議案第 26号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 27号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 28号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 29号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 30号 非農地証明願承認について
- 議案第 31号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 32号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 9号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別紙のとおり

(14:00~)

事務局 長

定刻となりましたので、只今から、平成28年7月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員34名中33名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。

なお、4番平田委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日笠 会長

皆さんご苦労様でございます。7月の農業委員会を開催したいと思います。今日の審議が速やかに行くようによろしくお願ひします。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもろうてよろしいか。

\*

はい。

日笠 会長

23番鈴木委員さん、25番太田委員さん宜しくお願いします。

\*

はい。

日笠 会長

よろしくお願ひします。それでは、議案に入る前にこの間、運営委員会を開催しましたので、その報告をお願いします。目瀬運営委員長。

目瀬 運営委員長

先般、6月22日に開催されました第2回運営委員会について、私から報告させていただきます。

今回の運営委員会では、日上地内の農地復旧及び無断転用の状況を確認するために、現地調査を行ない、今後の対応について協議したものでございます。

無断転用の現地調査においては、圃場整備された農地を宅地等に無断転用している3か所を調査し、そのうち2か所においては、その場において、所有者や土地利用者と面談し、適正に手続きをとるよう指導致しました。

次に、農地復旧の調査においては、かねてから復旧を指導しておりました4か所の農地の復旧状況を確認致しました。1か所においては、資材置場となっておりましたところ、資材が撤去され、土の状態等から見て、十分に復旧されたと判断致しました。残り3か所のうち2か所については、概ね復旧されておりましたが、もう少し見守りが必要と判断致しました。最後の1か所については、良い土を持ってきてはおりましたが、積み上げたままであり、さらに一部資材が増えているようにも見受けられました。

先ほどの所有者と面談できていない無断転用1か所と、引き続き見守りが必要となった農地復旧3か所については、今後、地元農業委員である坂本委員と私が随時本人等と面談し、指導を継続していくことを協議、確認致しました。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会長

はい、ありがとうございました。

議案第26号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願ひます。

事務局 (津山)

それでは、議案第26号の説明を致します。今回、津山地区から7件、加茂地区から1件、勝北地区から2件、久米地区から6件の計16件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津1-1についてですが、美作市の84歳女性から、檜の69歳会社役員男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられま

す。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-2についてですが、神戸の67歳男性から、沼の28歳会社役員男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-3及び1-4についてですが、交換によるものですので一括して説明させていただきます。申請者は神戸の68歳自営業男性と49歳会社員男性で、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-5についてですが、近長の68歳男性から、河面の農業を営む74歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-6についてですが、川崎の81歳男性から、下田邑の45歳会社役員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-7についてですが、大篠の34歳女性から、同じく大篠の農業を営む67歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2-1ですが、加茂町宇野の66歳の女性から加茂町宇野の65歳、会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1についてですが、名古屋市の75歳男性から、市場の69歳農業を営む男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4-2についてですが、大吉の60歳女性から、同所の55歳団体職員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。勝北地区の説明は以上です。す。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1及び久5-2につきましては、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。

久5-1は真庭市の71歳無職の女性から、久5-2は呉市の56歳会社員の男性

から、八社の農業を営む67歳男性への増反による所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、久5-3及び久5-4及び久5-5並びに5-6につきましては、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。久5-3は、八社の73歳農業を営む男性から、久5-4は、豊中市の59歳会社役員の男性から、久5-5は、岡山市の74歳無職の男性から、久5-6は、同じく岡山市の61歳会社員の男性から、八社の農業を営む67歳男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。議案第26号の説明は以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

福山委員

22番福山です。津1-1は事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。3区の方。

福田委員

津1-2について説明します。親子間の贈与ですので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

続いて津1-3と1-4ですが、これは同時説明させていただきます。これはお互いの農地を交換するということです。これまではお互いの農地を通して、耕作しottaということで、親の代から交換の話をしていたんですが、ここでやっと話がまとまって、交換するということです。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

井家上委員

20番井家上です。この方は買わずにこれまでは借りて、野菜とかを作っていたそうです。この度譲り受けられるということですので、宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

池田委員

津1-6、これは事務局が話をしたとおりです。何の問題もありません。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

長森委員

16番長森です。津1-7です。特に問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

山下委員

34番山下です。加2-1についてですが、事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

川崎委員

26番川崎です。勝4-1、4-2ですが、事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

松岡委員

8番松岡です。久5-1と久5-2は事務局から説明あったとおり、問題ないと思います。

それから、久5-3と久5-4、久5-5、久5-6も問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第26号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。 議案第27号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	議案の説明の前に、2件取下げが出ましたので、議案からの削除をお願いします。 4ページ、津1-1番、小田中と津1-4番、下横野ですが、取下げがありましたので、削除をお願いします。それに伴いまして、合計欄の修正をお願いします。合計の5件を3件に、計3,178㎡を1,839㎡に、田1,915㎡を1,336㎡に、畑1,263㎡を503㎡に修正をお願いします。繰り返します。津1-1番及び津1-4番の削除と、合計欄の件数を3件に、計を1,839㎡に、田を1,336㎡に、畑を503㎡に修正をお願いします。 それでは、改めまして、議案第27号の説明を致します。今回、津山地区から2件、勝北地区から1件の計3件です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 津1-2番・上河原の畑、107㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、東一宮にお住まいの農業を営む男性です。申請地周辺には、駐車場が少なく周辺の会社の従業員や客が時折、路上駐車をしており、通行に支障をきたしていることから、貸露天駐車場を整備するため、転用するものです。事前施工されていた為、地元農業委員の指導により、顛末書を添付しての申請となっています。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。土地改良区には、未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、津1-3番・志戸部の田、1,336㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力44.0kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、志戸部にお住いの農業を営む男性です。農業に従事するのも年々困難になり、収益により今後の生計に役立てるよう、太陽光発電施設を設置するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存法面の利用と畦畔を施工し、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。津山地区分の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。続いて勝北。
事務局（勝北）	はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。 勝4-1、杉宮の畑394㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は店舗用地で、施設の概要は、軽量鉄骨造1階建て全高3.5m程度の店舗兼作業場1棟、露天駐車場及び法面で、建蔽率は28%です。転用事業者は、杉宮にお住まいの研磨店を営む自営業の男性です。近隣で研磨店を営んでいましたが、土地の貸借契約の終了に伴い、自己所有の申請地に移転するため転用するものです。現在、既に店舗等が建設されており、

地元農業委員の指導の下、顛末書を添付しての申請となっております。転用にあたり、境界部分については、盛り土、法面が崩壊しないよう、勾配を緩勾配とし、犬走を施し、隣接地に土砂の流出が無いように留意し、雨水については、建物の南側に水路及び沈殿枘を設け、生活排水については、公共下水道に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。杉宮町内会からの排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第27号の説明は以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

赤堀委員

はい、28番赤堀です。失礼します。この件については、事務局が説明しましたように、事前の施工があったものですから、バリケードをするなり、トラロープを張るなりして、まだ使ってはいけないことを申し上げております。今のところ、ここに来る前に通って来たんですけど、駐車場も使われていませんし、農機具を置いてあるだけでありますので、何らありません。事務局が説明したとおり、宜しく願います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第27号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

\*

はい。

日笠会長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

\*

多数、挙手

日笠会長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第28号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第28号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、勝北地区から2件の計8件です。議案書のページは、5ページから6ページです。

それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・押入の田、330㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造二階建て全高10m程度の居宅1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、押入にお住いの会社員の男性です。現在、アパート住まいですが、子どもの成長に伴い、手狭となったため、妻の祖父が所有する農地を譲り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿枘を設け、既存排水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2番・押入の田、8.5㎡の件についてです。この件については、次の議案第29号津1-7番・押入の田、243.48㎡の件と一体事業であり、関連議案としております。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の

居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は、野介代にお住いの公務員の男性です。現在、アパート住まいですが、子どもの成長に伴い、手狭となったため、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・院庄の田、112㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、備前市にお住いの会社員の男性です。申請地の北側に、実家があり、現在は母親が居住していますが、敷地内の駐車場が狭く、帰省する時や、親族等の来訪時または介護車を駐車するスペースを確保するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート壁を利用、雨水排水については、排水路を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。事前施工が見受けられた為、地元農業委員の指導により、顛末書を添付しての申請となっています。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。続きまして、津1-4番・国分寺の田、96.98㎡の件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、既存施設の拡張です。転用事業者は、川崎に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な業務は土地建物の販売、賃貸等です。申請地の北側に、分譲宅地を造成する事となり、隣接する公衆用道路を6mに拡幅するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設置し、既存排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-5番・下田邑の畑、147㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しております。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6m程度の居宅1棟と、木造平屋建て全高5m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、下田邑にお住いの会社員の男性です。現在、社宅に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったので、叔父所有の農地を譲り受け、父所有の宅地を含めて、父と自分の居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリート土留め及び既存コンクリートブロック塀を利用し、雨水排水については、既存水路の利用、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区及び瀬戸町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この案件につきましては、現地調査を行っております。津山地区分の説明は以上です。



日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2 - 1番、加茂町青柳の畑、83㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は進入路及び法面です。転用事業者は、隣接地にお住いの会社員の男性です。既存の居宅の建て替えに伴い、進入路が必要となったため転用するものです。転用にあたり、境界部分には既存石積擁壁及び法面工により対処し、雨水については、既存の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。青柳町内会からの、排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては現地調査を行っております。加茂地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4 - 1、日本原の畑202㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、苫田郡鏡野町にお住いの会社員の男性です。申請地の50m南に居宅を購入しましたが、世帯には成人が多く、それぞれが車を所有しており、駐車スペースが1台分しかない現在の駐車場では不足、新たに駐車場を確保するため、当申請地を購入し転用するものです。転用にあたり、天板は碎石舗装を行い、雨水については沈砂池を設け自然浸透させるなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。日本原南町内会から差支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地確認を行っております。

続きまして、勝4 - 2、安井の田218㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は既存の太陽光発電施設の増設で、施設の概要は、太陽電池モジュール32枚、8.3kW程度の敷設です。転用事業者は、安井にお住いの会社員の女性です。現在、申請地南側に隣接する自己所有地において太陽光発電施設を設置し発電事業を行っておりますが、天候に左右されないよう発電量を安定させるため当該地に太陽電池モジュールを増設するものです。転用にあたり、天板は整地、転圧し、北側法面はクローバーを植栽し、雨水については北側に盛土をし、残り3方が周囲より低い地形を生かし、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。隣接地所有者の同意書の添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地確認を行っております。議案第28号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

大 山 委 員

1区の大山です。津1 - 4、津1 - 5の現地調査の報告を致します。去る7月7日福田委員、事務局2名の計4名で調査に参りました。津1 - 4ですが、これは建設予定地までの道路幅が現在4mぐらいしかないもので、広くしたい、6mにしたいということで、申請が出ております。現にこの4mの道路は市道ということですので、問題ないと思います。

それから、津1 - 5ですが、田邑の住宅地であります。現在宅地になって、家が建っております。これを新しい家に建て替えたいということで、その場合には宅地に転用の申請がいるということで出ています。これも特段問題ないと思いますので、

宜しく申し上げます。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

只 友 委 員 12番只友です。加2-1ですが、親子関係の所有権移転です。委員、事務局で現地を確認しました。転用目的に関する矛盾等はありませんでした。宜しく申し上げます。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

尾 島 委 員 33番尾島です。場所は日本原高校のすぐ南側でありまして、先程事務局が説明したとおり、鏡野の方から空き家を購入されて、引っ越してこられたんですけど、駐車スペースがないということで、現在県道の広い所に駐車しているということなので、1日も早く工事に取り掛かって、危険なことにならないようにしてもらいたいと思っておりますので、ひとつ宜しく申し上げます。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

赤 堀 委 員 28番赤堀です。説明します。勝4-2の太陽光発電ですが、ずっと周辺はお墓です。場所は落ち込んだ所で、進入路もほとんどなく、荒れた土地です。太陽光発電をするということで、何の問題もないんじゃないかと思えます。宜しく申し上げます。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。議案第28号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*  
日 笠 会 長 ありません。

\*  
日 笠 会 長 ありませんか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 それでは、津1-2は議案第29号と関連があるので、保留にしまして、承認ということに賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
日 笠 会 長 多数、挙手

事務局（津山） はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第29号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。議案の説明の前に訂正をお願いします。7ページ津1-6番、建蔽率が23%となっておりますが、24%に訂正をお願いします。繰り返します。津1-6番、建蔽率を24%に訂正をお願いします。改めまして、議案第29号の説明を致します。今回、津山地区から2件、久米地区から1件の計3件です。議案書のページは、7ページです。

それでは、議案書をもとに説明します。津1-6番・靱保の畑、332㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。

転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟及び、全高3m程度の車庫1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、押入にお住いの会社員の男性です。現在、借家で生活していますが、将来のため、実家近くの父所有の申請地を借り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、北側境界部分については、既存法面を利用し、南側と東側境界部分については、ブロック塀を設置し、雨水については、敷地内に勾配を設け、敷地内に自然浸透させ、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。高津用土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-7番・押入の田、243.48㎡の件についてです。農地区分は、第

1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。

先程の議案第28号津1-2番・押入の田、8.5㎡の件と一体事業であり、関連議案としております。転用事業者は、野介代にお住いの公務員の男性です。現在、アパート住まいですが、子どもの成長に伴い、手狭となったため、居宅を建築するため、義理の父所有の農地を借り受け、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、土地貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。津山地区分の説明は以上です。

日笠会長  
事務局（久米）

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1、中北上の畑 269㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は、二宮にお住まいの会社員の男性です。現在、借家に居住しており、将来のために実家に隣接する、父所有の当申請地を借り受け、居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、南側と東側境界部分については、ブロック塀を設置し、西側境界部分については、隣接宅地以下に盛土を抑え、雨水については敷地内に勾配をつけ既存水路に流し、生活排水については、合併処理槽を設置し既存水路に接続する等、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。木原地区自治会から、排水同意書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第29号の説明は以上でございます。

日笠会長  
松岡委員

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

8番松岡です。久5-1ですが、植本委員、光成委員、事務局と4人で行きました。場所は国道181号線と大規模農道が交わる所から、300m程行き、少し入った所です。現地は畑に少し草が生えた程度で、まだ手が付けられていませんので、問題ありません。宜しくをお願いします。

日笠会長  
\*

はい、ありがとうございました。今議案第29号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

ありません。

日笠会長  
\*

ありませんか。

はい。

日笠会長  
\*

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

多数、挙手

日笠会長  
\*

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

今、議案29号も承認されたんで、議案27号の津1-2も承認ということでさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしいか。

はい。

日笠会長  
\*

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

多数、挙手

日笠会長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第30号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。
	* 写真回覧、休憩
日笠会長	写真を見てもらうたんで、再開させてもらいます。 筆頭者の方、説明をお願いします。
大山委員	津1-1を説明します。現地は志戸部の住宅地のど真ん中でありまして、30年ほど前に申請の方がアパートを建設されまして、その時に田の31㎡というのが未転用でございまして、それを今頃気が付いたということで、手続していただくように説明をしております。以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
森本委員	18番森本です。現地は高倉の1番奥の方で、備考欄のとおり1202-2については庭の一部言うんですか、作業場として使っていた状態で、1429-1についてはこの入口の辺なんですけど、もう山の法面の状態で、どうにもならん状態ですので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
鈴木委員	23番鈴木です。津1-3に関しては今の綾部西の法人化に伴って依頼があった所で、全て現地確認をしています。それでその内の1件ですけど、備考欄に書いてあるとおり、子どもの成長に伴って住宅を建ててしまったということで、しょうがないんじゃないかと思っています。 それから津1-4これに関しましては、見に行くと原野と沼地と山林と3段階に分かれていますけど、本人さんも岡山の方へおって、これもしょうがないんじゃないかかと思っています。 それから津1-5。これに関しまして現地を確認したんですけど、備考欄のとおりでございまして、仕方ないんじゃないかと思いました。 それから津1-6もそうです。 それから津1-7に関しましては、叔父さんが庭にしてしまって、それを引き継いでしまったということで、叔父さん亡くなってしまったんですけど、これも仕方ないんじゃないかかと思っています。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
福山委員	22番福山です。津1-8。これは20年以上前に家をした時に進入路にしたり、自家用車が増えたんで、そこを駐車場兼庭としたり、この人は工場をされているんですけど、敷地を拡張したりとしていて、致し方ないと思いますので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
溝口委員	38番溝口です。ここは十数年前に家の裏の畑に車庫兼倉庫を知らずに建ててしまったということで、しょうがないと思います。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
福田委員	15番福田です。津1-10。この件につきましては、備考欄にあるとおり、もう何十年も前に宅地になっていますので、もう今更、戻すのは不可能だと思います。宜しくお願いします。 それから、その次にあるのも、備考欄にあるとおり、長年放置されております。片一方は倉庫を建てて倉庫として使っております。もう片一方は雑種地で、もう大きな草が生えておりまして、現地を見ましたが、どうにもならないと思いますので、宜しくお願いします。

日 勝	笠 山	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 19番勝山です。津1-12について説明します。場所はリージョンセンターから300m程東へ行った辺にあります。平成17年頃に自宅に入る進入路にしたということで、何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。
日 長	笠 森	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 16番長森でございます。津1-13についてご説明致します。これはたくさんあるんですが、この方は大変精農家の方でございますが、見直しましたら、この際きれいにしようと指導して、手続きしてくれました。順番に説明しますと一部宅地になっていたり、荒らして山になっったり、農業施設になってるのは備考欄にありますように、牛舎になっております。これも致し方ないと思いますので、宜しくお願いします。
日 寺	笠 元	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 36番寺元です。加2-1ですけど、場所はスポーツセンターを西に約2km位の所です。理由も備考欄のとおりですので、宜しくお願いします。
日 内	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 27番内田です。勝4-1について説明します。状況は今写真で見ていただいたとおりですが、今回は2筆ありまして、まず1つには西中の236-2番地でございますが、場所は新野小学校の北側にある西上西中線の市道沿いでございまして、それを400m程上った所でございます。そこの左側でございまして、そこの備考にも書いてありますとおり、事業を拡大するために資材置場を作ったということでございます。それから、西中954-1でございますが、これは自宅を拡大するために作った訳でございまして、これも備考に書いてあるとおりでございまして、家の前に家族の車置場を作ったということで、どちらも致し方なく、問題ないと思っています。宜しくお願いします。
日 赤	笠 堀	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 勝4-2です。赤堀です。備考欄にもありますように今から70年ちょい前ですけど、3軒が生活進入路として使っております。本家分家の関係ですので、何も知らず、なあなあで今になったということです。 勝4-3でございますが、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> の裏の畑にお隣さんが <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 言われるんですが、この商売するのにこの方の畑を少し駐車場にされております。宜しくお願いします。
日 河	笠 本	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 37番河本です。これは昭和30年頃に建てたもので、父親が農地法を知らずに農業用倉庫を建ててしまったということで、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第30号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
		*		はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
		*		多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第31号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
大	山	委	員	はい。1区の大山です。津1-1、津1-2、津1-3ですが、いずれも耕作放棄されて、長年経っており、元に戻すのは困難と思いますので、宜しくお願いします。

日笠会 鈴木委	長 員	はい、ありがとうございました。 津1-4これにつきましては、現地も確認していますし、今している農地の状況ということで、それにも入っていました。原野になってしまっているんで、今更どうにも返らないということで、出ています。 それから、津1-5、津1-6ですが、これは法人化に伴い、見てくれということで見たんですけど、やはりこれも農地の状況ということで、いくつか含まれていました。原野化、山林化ということでありますので、宜しくお願いします。
日笠会 福田委	長 員	はい、ありがとうございました。 15番福田です。津1-7について説明します。備考欄にある通り、もう完全に原野化しております。もう元に戻すことはできないと思いますので、宜しくお願いします。 津1-8ですが、やはり原野化しています。森林状態というのが妥当かと思っておりますので、宜しくお願いします。
日笠会 井家上委	長 員	はい、ありがとうございました。 津1-9について説明します。20番井家上です。この方は一人娘さんでして、お父さんから相続を受けまして、頑張って嫁ぎ先からやってはいたんですけど、もう何分、畑とか田とかあるお家で、手の届かない所は山になってしまったようです。福井725番地の件ですけど、これは去年意向調査の時には自分で耕作するという返事を市の方には返事をされたんですけど、1年経ちましてやっぱり竹とかが来まして、原野化しているということで、現地確認して出てきています。宜しくお願いします。
日笠会 勝山委	長 員	はい、ありがとうございました。 津1-10について説明します。場所は田辺の前あった農協の支所から東へ500m行った所です。詳細は備考欄に書いてある状況ですので、宜しくお願いします。
日笠会 長森委	長 員	はい、ありがとうございました。 16番長森でございます。これは下横野でございますして、大規模農道の下側でございますして、これは長年にわたり山林化してしまっていて、今さらの復旧は無理だろうと見えています。 続きまして津1-12ですけど、これも同じく、数年間ほったらかしで、もう原野化しています。いずれも元に戻すのは困難かと思っておりますので、宜しくお願いします。
日笠会 山下委	長 員	はい、ありがとうございました。 34番山下です。加2-1なんですけど、これは本人の家の裏になるんですけど、山林化していてどうにもならん状態です。 それから加2-2なんですけど、黒木地内でも奥に入っ、道もちょっと車が行けんような状態で、四方が山林に囲まれているような状態なので、耕作は難しいと思います。宜しくお願いします。
日笠会 内田委	長 員	はい、ありがとうございました。 27番内田です。勝4-1について説明します。これは西上地区で1番高い居宅があります。その居宅の真西であります。それが畑と言いたいんですけども、山林でございます。もう既に山林になっておりまして、備考にも書いてありますが、農地に戻すには至難の業ということだと思っております。皆様方の協議を宜しくお願いしたいと思います。
日笠会 尾島委	長 員	はい、ありがとうございました。 33番尾島です。勝4-2ですが、場所は農協の勝北支店から北東500mぐらいの所です。戦後には青りんごを植えとったようなんですけども、それを止めた時に植林をしてしまったようです。現在山林になっておりますので、宜しくお願いします。

日笠会 長	はい、ありがとうございました。
赤堀委 員	勝4 - 3について赤堀が説明します。これも農地の状態については備考欄に書いてあるとおりです。場所は勝北スポーツ公園の入口を上がった所の山林でございます。もう農機具も入りませんし、一切農地として利用できませんので、宜しくお願いします。
日笠会 長	はい、ありがとうございました。
河本委 員	38番河本です。蔓も生い茂って行く道もないということで、現在完全に原野化しています。
日笠会 長	はい、ありがとうございました。今議案第31号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。
* 日笠会 長	ありません。
* 日笠会 長	ありませんか。
* 日笠会 長	はい。
* 日笠会 長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
日笠会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
福田委 員	会長。すみません。先日の太陽光の件で、本人と現地に4時に待ち合わせしとるんで、退席させていただきます。
日笠会 長	ほんほん。分かりました。
福田委 員	そういうことで失礼します。
* 日笠会 長	福田委員、退室
日笠会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第32号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。 それでは、議案第32号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。今回の利用権設定は、18ページの表にありますように、田44,888㎡、畑767㎡、計45,655㎡です。筆ごとの権利の内訳は、19ページから20ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区4件、勝北地区2件、久米地区10件の計16件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第32号の説明は以上です。
日笠会 長	はい、ありがとうございました。今議案第32号に対して、事務局の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
* 日笠会 長	ありません。
* 日笠会 長	ありませんか。
* 日笠会 長	はい。
* 日笠会 長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
日笠会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。
事務局（津山）	はい、失礼します。それでは、報告第8号について説明します。議案書のページは21ページから24ページです。今回は、相続によるものが7件52筆となっております。1 - 2から1 - 6については、一部無断転用とみられる農地がありましたの

で、適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第8号の説明は以上です。

日笠会長  
事務局（津山）

続いて、報告第9号農地改良届出書の受理について説明して下さい。

はい、失礼します。報告第9号の説明を致します。議案書のページで申しますと、25ページです。今回は、1件のみです。

1-1は、水はけが悪いため、盛り土をするというものです。報告第9号の説明は以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

\*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

\*

はい。

日笠会長

事務局から何かありますか。

事務局

審議が必要なことはありません。

日笠会長

無い様でしたら、次回開催連絡をお願いします。

事務局次長

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の8月の定例委員会ですが、8月10日水曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の8月の定例委員会ですが、8月10日水曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、8月8日月曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思っております。各地区の担当委員さんを申し上げます。

津山地区につきましては、16番長森委員さん、18番森本委員さん、19番勝山委員さんをお願い致します。

加茂・阿波地区につきましては、30番南都委員さん、34番山下委員さん、36番寺元委員さんをお願い致します。

勝北地区につきましては、4番平田委員さん、9番内藤委員さん、26番川崎委員さんをお願い致します。

久米地区につきましては、25番太田委員さん、37番河本委員さん、8番松岡委員さんをお願い致します。次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

木下会長代理

それでは、これもちまして7月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。

\*

お疲れ様でした。

（15：15終了）



上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

---

署名委員 (印)

---